ミャンマーの初回報告に関する総括所見　　　　（JD仮訳）
CRPD / C / MMR / CO / 1

＊委員会第22会期（2019年8月26日から9月20日）で採択。

2019年10月22日

障害者権利委員会

Concluding observations on the initial report of Myanmar

**Committee on the Rights of Persons with Disabilities**

**I.　はじめに**1.委員会は、2019年8月28日および29日に開催された第479回および第480回会合（CRPD/C/SR.479および480）において、ミャンマーの初回報告（CRPD/C/MMR/1）を検討し、2019年9月16日に開催された第502回会議で以下の総括所見を承認した。
2.委員会は、委員会の報告ガイドラインに従って作成されたミャンマーの初回報告を歓迎する。一方、委員会が作成した事前質問事項 (CRPD/C/MMR/Q/1) に対する締約国の書面による回答（CRPD/C/MMR/Q/1/Add.1）が対話の前の検討にとって大幅に遅れたことは残念だった。
3.委員会は、締約国代表団との初回報告の検討に際しての有意義な対話を高く評価する。また障害者権利条約の実施責任を持つ多様な政府部局の代表を含む代表団を称賛する。委員会による口頭での質問事項に対する締約国による回答についても感謝する。

**II.肯定的側面**

4. 委員会は、条約のさまざまな側面を発展させるために取られた立法および政策措置の採用に関する情報を歓迎する。特に、障害のある子どもを含む普遍的で無料の出生登録を規定する2019年の子どもの権利法の採択を称賛する。さらに、条約を実施するための努力として、障害者の開発に関する戦略（2016-2025）の採択を支持する。

**III. 主な懸念事項と勧告事項
A.一般原則と義務（1-4条）**

**一般的義務（4条）**

5.委員会は、以下について懸念している。

(a) 条約が国内法に十分に組み込まれていないという事実。

(b) 締約国の法律における障害の概念は、障害の医療モデルに基づいているため、条約と矛盾しているという事実。

(c) 「犯罪的狂人」、「狂人」、「精神異常者」など、法律、条例、政策文書(とくに「狂人法」、「刑事手続法」、「囚人法」、およびビルマ陸軍法)における障害のある人を指す蔑称用語。

(d) 条約に基づく締約国の義務を実施するために、あらゆるレベルのすべての政策分野および活動分野で取られた具体的かつ効果的な措置の欠如。

**6.委員会は、締約国が、代表組織を通じて障害のある人の完全かつ効果的な参加を得ることを勧告する。**

**(a) 国内法を障害の人権モデルと調和させ、それらを条約に完全に一致させるため、条約を国内法制度に完全に組み込むことを確実にすること、**

**(b) 障害の概念を条約で定められた障害の人権モデルと一致させ、2015年の障害者の権利に関する法律から「苦しんでいる」という用語を排除すること、**

**(c) 法律、条例、および政策文書から、障害のある人に関するすべての蔑称用語を排除すること、**

**(d) すべての政策分野や、活動分野、レベルにおいて条約を完全に実施するための具体的かつ効果的な手段を講じること。**

7. 委員会は、障害のある女性や子ども、知的障害または心理社会的障害のある人、ハンセン病にかかっている人、少数民族または宗教的少数派の障害のある人などを含む障害のある人の意見および懸念が、あらゆるレベルの公的機関による意思決定プロセスのすべての段階に含まれるための、有意義な協議と効果的な参加メカニズムの欠如を、懸念をもって留意する。

**8. 委員会は、締約国が条約の実施および監視において、障害のある人の参加に関する一般的意見第7号（2018年）に沿って、障害のある人の代表的組織を通じ、子どもを含む障害のある人の条約の実施への参加について、効果的かつ有意義な参加と協議を確保するための正式なメカニズムを確立することを勧告する。**

9. 委員会は、締約国が条約の選択議定書をまだ批准していないことを懸念する。

**10.委員会は、締約国が条約の選択議定書の批准を検討することを勧告する。**

**B.特定の権利（第5-30条）**

**平等と無差別（第5条）**

11.委員会は、以下の欠如について懸念している：

(a) 重複的および交差的差別および合理的配慮の否定を含む、条約に従った障害に基づく差別を明示的に禁止する、締約国の憲法及び法律の法的規定の欠如

(b) 重複的および交差的差別および合理的配慮の否定を含む障害に基づく差別から、生活のあらゆる分野で適切な保護を提供する包括的な差別禁止政策の欠如

(c) 障害に基づく差別の被害者のための利用しやすい苦情と救済メカニズムの欠如

**12.平等および無差別に関する一般的意見第６号（2018）を想起し、委員会は締約国に以下を勧告する：**

**(a) 障害、性別、年齢、民族、宗教、性同一性、性的指向およびその他の事情を理由とする、生活のあらゆる分野における重複的および交差的な差別、合理的配慮の否定などの障害に基づく差別を禁止するために、憲法と法律を検討するなど、必要な法的措置を講じること**

**(b) 重複的および交差的差別および合理的配慮の拒否を含む、障害に基づく差別に対する適切な保護を提供するために、包括的な差別禁止政策を採用および実施すること**

**(c) 障害に基づく差別被害者のための司法および行政手続きなどの、利用しやすい効果的なメカニズムを確立し、補償やリハビリテーション、加害者に対する制裁を含む包括的な救済を提供すること**

**障害のある女性（第6条）**

13.委員会は、以下について懸念している：

(a) 障害のある女性および少女、特に民族的または宗教的少数派に属する障害のある女性に対する重複的および交差的差別が、あらゆる生活面で持続していること

(b) 障害のある女性および少女の権利が、ジェンダー平等政策または障害に関する具体的な政策において体系的に主流化されていないこと

14.**委員会は、障害のある女性と少女に関する一般的意見第３号（2016）を想起し、締約国に以下を勧告する：**

**(a) 障害のある女性と少女、特に少数民族または宗教的少数派に属する人々に対する生活のあらゆる面での重複的および交差的差別や排除に対処するため、具体的な措置を含む効果的な法律および政策措置を採用、実施する;**

**(b) ジェンダー平等政策と障害に関する政策において、障害のある女性と少女の権利を主流化すること**

**障害のある児童（第7条）**

15.委員会は以下について懸念している。

(a) 障害のある子どもの権利を保護、促進するための具体的な政策およびプログラムがないこと

(b) 障害のある子どもに対する一般的なスティグマ、差別、有害な固定観念、および教育、健康、その他のサービスへのアクセスを妨げる障壁

**16.委員会は、締約国に対し、以下について勧告する：**

**(a) 障害児の権利の促進と保護のための包括的な行動計画と戦略を採用および実施し、その実施のために十分な人的、技術的および財政的資源を割り当てること**

**(b) 障害のある子どもに対するスティグマ、差別、有害な固定観念に対処するための措置を講じ、他の子どもと平等に、差別のない教育、医療、その他のサービスへのアクセスを確保すること**

**意識の向上（第8条）**

17.委員会は、締約国全体の障害のある人の権利に関する包括的な意識向上プログラムの欠如を懸念している。また委員会は、「悪い何かに呪われているのだろう」などという伝統的な迷信に基づいたものを含む、障害のある人に対する否定的な固定観念、偏見、スティグマが続いていることについて懸念している。

**18.委員会は、締約国が、多くの場合障害のある子どもを対象としている儀式的信念、慣習および迷信に基づくものを含む障害のある人に対する否定的な固定観念、偏見およびスティグマに対処する包括的な意識向上プログラムを、障害のある人の組織と協力し、開発および実施することを勧告する。また、締約国は、メディア、公務員、裁判官、弁護士、警察、ソーシャルワーカー、および少数民族や宗教的少数派を含む一般大衆を対象に、締約国全体で障害のある人の人権を促進することを勧告する。**

**アクセシビリティ（第9条）**

19.委員会は、障害のある人が、一般に公開または提供されている物理的環境、交通、情報通信（情報通信技術およびシステムを含む）やその他の施設・サービスに対して直面するアクセシビリティの障壁を懸念している。また、以下の不足も懸念している：

（a）調達法および国家建築法を含む、法律でのアクセシビリティに関する規定は、まだ採択されていないこと

（b）アクセシビリティの基準とガイドライン、およびそれらを実施するための政策およびコンプライアンス違反に対する制裁を含む効果的な措置

**20.アクセシビリティに関する一般的意見第２号（2014）を想起し、委員会は、締約国が障害者組織と協議して次のことを行うことを勧告する：**

**（a）障害のある人が都市部と農村部の両方で公開または一般に提供されている物理的環境、輸送、情報通信技術やシステムを含む情報通信、その他の施設・サービスを利用しやすくするために、調達法の改正や、国家建築基準法の採択の促進など必要な措置を講じること**

**（b）十分な技術的および財政的資源、アクセシビリティの改善を評価するための指標、または違反に対する制裁とともに、アクセシビリティ標準とその実施に関する包括的な国家行動計画を採用すること**

**危険な状況および人道上の緊急事態（第11条）**

21.委員会は以下について懸念している。

(a) 危機的状況および人道的緊急事態における障害のある人の権利と具体的な必要条件は、自然災害管理法または災害リスク軽減に関する行動計画において十分に考慮されておらず、これらの状況における障害のある人に関する措置、実施要項、計画が不足していること

(b) 障害のある人、特に障害のある女性と少女、少数民族や宗教的少数派に属する人々は、ラカイン北部にシャン州およびカチン州の無国籍民、国内避難民、帰還民が居住または収容されている場所など、紛争および人道的緊急事態の影響を受ける地域で高いリスクに直面していること。

**22.委員会は、締約国に対し、以下について勧告する；**

**(a) すべての障害のある人の具体的な要求を考慮に入れた、リスクのある状況および人道的緊急事態におけるすべての障害のある人の保護および安全のための具体的な法律、実施要項、計画および措置を設計、採用すること**

**(b) 特にラカイン北部、シャン州、カチン州の少数民族および宗教的少数派に属する人々を含め、紛争および人道的緊急事態の影響を受けた障害のある人の人道的保護を強化すること。**

**法律の前にひとしく認められる権利（第12条）**

23.委員会は、代替意思決定を規定する後見・保護法（Guardians and Wards Act）または精神異常法（Lunacy Act）など、実際の機能障害または推定された機能障害に基づいて障害のある人の法的能力を制限する締約国の法律を懸念している。

**24.委員会は、法の前の平等な認識に関する一般的意見第１号（2014）を想起し、締約国が障害のある人の法的能力をすべて認める法律を制定し、後見を含む代替意思決定制度を廃止し、障害のある人の自主性、意志および選好を尊重する支援つき意思決定制度を導入するよう勧告する。**

**司法へのアクセス（第13条）**

25.委員会は、以下について懸念している。

(a) 障害のある人、特に心理社会的または知的障害のある人が、無料の法的援助や性別および年齢に適した手続き的配慮がないことを含む障壁の結果として、司法へのアクセスが欠如していること。

(b) 性暴力の被害者である障害のある女性および少女が、被害者への非難、報復への恐怖、証拠を示す困難など、複数の障壁があるために司法へのアクセスを得ることができないと報告されたケースがあること

(c) 障害のある人の権利、障害のある人の多様性、および個々の特徴に合わせた配慮に関する司法当局および法執行官の間の不十分な理解と認識。

**26.委員会は、締約国に対し、以下について勧告する；**

**(a) 障害のある人に法的支援と性別及び年齢に適した手続き的配慮を提供するための措置を採用し、手話言語、点字、わかりやすい版（Easy Read）、字幕、拡張および代替通信用具、その他のアクセス可能な手段、様式、通信形式などの司法のやりとりにおけるコミュニケーション方法の使用選択を促進することを含め、他の人と平等にすべての法的手続きに参加できるようにすること**

**(b) 性暴力の被害者である障害のある女性や少女が司法へのアクセスを得る際に直面する被害者へのスティグマや報復への恐怖、証拠提示の困難などを含む障壁を取り除くこと**

**(c) 弁護士、裁判所職員、裁判官、検察官、警察官および刑務所職員を含む法執行官に対して、障害のある人の権利、障害のある人の多様性および個々の特徴に合わせた配慮に関する定期的な訓練プログラムおよび意識向上キャンペーンを確保すること。**

**身体の自由および安全（第14条）**

27.委員会は、以下について懸念している。

(a) 障害のある人の自由の剥奪と、実際のもしくは推定された機能障害を理由にした居住ケア施設への不本意な入所を可能にする立法条項；

(b) 司法プロセスのすべての段階での、罪を犯した疑いのある障害のある人のための手続き的および性別および年齢に適した配慮の欠如；

(c) 締約国の障害のある人の自由と安全の権利の享受を評価するための、現在入院または施設に収容されている障害のある人に関する、年齢、性別および障害ごとに分類された必要な統計データの欠如；

**28.委員会は、障害のある人の自由と安全の権利に関する委員会のガイドライン（A / 72/55、附属書I）に従って、次の措置をとるよう締約国に勧告する：**

**(a) 実際の機能障害または推定された機能障害に基づいて自由の剥奪を可能にする、または障害のある人の施設収容または不本意な入院を許可するすべての法律を廃止すること；**

**(b) 尋問、訴追、裁判および拘留を含む司法プロセスのすべての段階で、罪を犯した疑いのある障害のある人のための手続き的および性別および年齢に適した配慮を提供すること；**

**(c) 障害のある人の尊厳、そのままであること、意志、および選好を尊重し、彼らが自由を奪われないことを保証するために、入院のための必須のガイドラインを設けること。また次の定期報告で年齢、性別、および障害で分類された、同意なしに入院または施設に入所している障害のある人の数に関する経時的な進捗状況の統計データを提供すること。**

**搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）**

29.委員会は、以下について懸念している。

(a) 女性に対する暴力の防止に関する法案の採択の遅れ；

(b) 性暴力や体罰を含むあらゆる形態の搾取、暴力、虐待から、障害のある人、特に障害のある女性や子ども、知的または心理社会的な障害のある人を保護するための具体的な法律、政策、プログラムの欠如；

(c) 搾取、暴力、虐待の生存者である障害のある人、特に障害のある女性と子どもの身体的および心理的回復とリハビリテーションのための不十分なサービス；

(d) 障害のある人に対する搾取、暴力、虐待の事例を特定、調査、起訴するための効果的な手段がなく、条約第16条（3）に沿った関連する報告、調査、訴追に関する分類されたデータがないこと；

**30.委員会は、締約国に対し、以下について勧告する：**

**(a) 女性に対する暴力の防止に関する法案の採択を促進し、障害のある女性および少女に対する性暴力に取り組むために条約第16条の完全な遵守を確保すること；**

**(b) 性暴力や体罰を含むあらゆる形態の搾取、暴力、虐待から、障害のあるすべての人、特に障害のある女性や子ども、知的または心理社会的障害のある人を保護する法律、政策、プログラムを採択し、実施すること;**

**(c) 搾取、暴力、虐待の被害を受けた障害のある人に、補償および包括的な保護、回復、リハビリテーション、社会復帰サービスを含む効果的な救済が提供されるようにし、被害者が年齢および性別に配慮した、プライバシーを尊重する通報手段にアクセスできるようにすること；**

**(d) 障害のある人に対する搾取、暴力、虐待の事例を迅速に調査し、容疑者を訴追し、加害者に滞りなく制裁を加え、および障害のある人に対する虐待、搾取、暴力、また関連する苦情の結果に関する分類されたデータを収集すること；**

31.委員会は、障害のある人が紛争関連の暴力の犠牲者になり、性暴力やジェンダーに基づく暴力を含む暴力が身体的障害、心理社会的障害、その他の障害につながり、この事態が少女を含む多くのロヒンギャ女性に不釣り合いな影響を与えていることを懸念している。委員会はまた、重大な権利侵害の調査および加害者の訴追がないことを懸念している。さらに、紛争関連の暴力の被害者である障害のある人への支援とサービスの欠如を懸念している。

**32.委員会は、締約国がミャンマーについての独立国際事実調査団の調査結果（A / HRC / 39/64を参照）を考慮して、重大な国際犯罪、人道に対する罪、戦争犯罪、紛争関連の暴力について、高官を含む治安要員を速やかに調査し、訴追することを勧告する。委員会はさらに、締約国が地域の国々の政府、国連機関、その他の国際的および国内のパートナーと協力して、紛争関連暴力の被害者である障害のある人に必要な専門的で、インクルーシブで、アクセス可能な、性別および年齢に適した支援とサービスを提供することを勧告する。**

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

33.委員会は、障害のある人、特に知的または心理社会的障害のある人を、不妊手術や去勢を含む強制的な医療処置および介入から保護するために講じられた具体的な措置に関する情報不足を懸念している。

**34.委員会は、締約国が法的および政策規定を強化し、すべての医学的および精神医学的治療と介入が、本人の自由意思に基づくインフォームドコンセントに基づいて行われることを保証するよう勧告する。また、締約国は、障害のある人、特に心理社会的または知的障害のある人、および依然として法的能力を奪われている人の強制的な不妊または去勢を排除するために必要なすべての措置を講じることを勧告する。**

**移動の自由及び国籍についての権利（第18条）**

35.委員会は、2019年の子どもの権利法は、障害のある子どもを含め、少数民族グループに属する子どもや、国内避難民に対する国籍の権利を保証しておらず、そのため教育、医療、その他の公共サービスへのアクセスを妨げていることを懸念している。委員会はまた、建物へのアクセス不能、公式および非公式の料金、少数民族グループの障害のある人にとってのコミュニケーション障壁を含む、行政施設へのアクセスと出生登録、市民文書および市民権のための手続きへのアクセスの障壁についても懸念している。

**36.委員会は、締約国が、差別なく国籍の権利を保証するために必要な法的措置およびその他の措置を講じ、条約に定められた権利を行使できるようにするための、国籍、出生登録及び市民文書に対する権利を保護し、少数民族グループを含む障害のある人のすべての障壁を取り除くための効果的な政策措置を講じることを勧告する。**

**自立した生活および地域社会への包容（第19条）**

37.委員会は、以下について懸念している。

(a) 障害のある人の施設収容が継続していることと、いわゆる施設ベースのリハビリテーションの強調；

(b) 特にハンセン病にかかった人および知的または心理社会的障害のある人に対する、スティグマ化および態度の障壁によるものを含め、障害のある人の地域社会からの隔離または排斥；

(c) 特に遠隔地や農村地域での障害のある人の自立した生活を促進し、地域社会へのインクルージョンと完全参加を可能にするためのサービスとパーソナルアシスタンスの提供が不十分であること；

**38.委員会は、自立して生活し地域社会に参加することに関する一般的意見第５号（2017）を想起し、締約国に以下を勧告する。**

**(a) 障害のある人を代表する組織との緊密な協議のもとで、すべての障害のある人の施設から完全な自立生活への移行、地域社会への参加を確保するための戦略を明確な時間枠で導入および実施し、その戦略の実施に必要な資源の割り当てをすること；**

**(b) スティグマ化や態度の障壁に取り組むために一般の人々の意識を高めることを含め、障害のある人、特にハンセン病にかかった人および知的障害または心理社会的障害のある人の自立した生活と地域社会への参加の権利を推進すること；**

**(c) パーソナルアシスタンスを提供し、遠隔地や農村部を含む締約国全体で、地域社会のサポートサービスが利用可能で、アクセス可能で、また手頃な価格で高品質であることを保証するため、十分な資源を割り当てること；**

**個人の移動を容易にすること（第20条）**

39.委員会は、障害のある人が個人の移動に必要な移動補助具、補助器具、技術、サービスを取得および維持する際に直面する課題について懸念している。

**40.委員会は、締約国に対し、障害のある人が個人の移動の際に必要な、高品質で手頃な価格もしくは無料の移動補助具、補助器具、技術とサービス、および適切な情報と使用方法、維持方法に関する訓練を確実に得られるようにすることを勧告する。委員会はさらに、締約国に対し、移動補助具と補助器具の修理に必要な技術とサービスが、現地で手頃な価格で利用できるようにすることを勧告する。**

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）**

41.委員会は、以下について懸念している：

(a) 障害のある人に影響を与える情報とアイデアを求め、受け取り、伝える自由を含む、表現と意見の自由の権利を享受する余地が縮小しつつあること；

(b) 公共および民間メディアの両方で、一般の人々を対象とした情報が利用しやすい形式および技術で障害のある人に十分提供されていないこと;

(c) 情報通信技術へのアクセスの欠如、および障害のある人のためのアクセス可能なウェブサイトの欠如；

(d) 特にろう者、盲ろう者、盲人又は視覚障害のある人または知的障害のある人のための、手話言語、触覚、点字および分かりやすい版の使用に関して訓練された関連専門家の不足；

**42.委員会は、締約国に対し、以下について勧告する：**

**(a) 持続可能な開発目標の目標16を達成するための取り組みとして、障害のある人が情報やアイデアを求め、受け取り、伝える自由を含めた表現と意見の自由の権利を享受できるようにするために必要なすべての措置を講じること**

**(b) 一般市民に提供される情報が、わかりやすい版、平易な言葉、字幕、手話言語、点字、音声解説、触覚、コミュニケーションの拡張および代替手段などの利用しやすい形式で、障害者が利用できるようにするための立法および政策措置を採択、実施すること；**

**(c) Webサイトが利用しやすく、かつワールドワイド・ウエッブ・コンソーシアム（W3C, World Wide Web Consortium）のウエッブ・アクセシビリテイ・イニシアチブ（Web Accessibility Initiative）によって開発された標準に準拠することを含むなど、障害のある人の多様性を考慮した情報通信技術（ICT）へのアクセスを確保すること；**

**(d) 障害者団体と協議して、触覚、点字、および分かりやすい版の使用について訓練され、資格を持つ手話言語通訳者およびその他の関連専門家の要員プールを設けること。**

**家庭及び家族の尊重（第23条）**

43.委員会は、以下について懸念している。

(a) 知的障害または心理社会的障害のある女性の性と生殖に関する健康と権利は、障害者の権利に関する法律の第27条（f）に基づいて、両親または保護者の同意に従うという条件があること；

(b) 障害のある子どもの親と家族、および障害のある親が家族生活の権利を確保し、障害に基づく不本意な家族の分離を防ぐための支援が限られていること。

**44.委員会は、締約国に対し、以下について勧告する：**

**(a) 障害のある女性の性的および生殖的権利に関する同意のない介入を認める法律を廃止し、知的障害または心理社会的障害のある人を含む全ての障害のある人が自由で完全な同意に基づき、他の人と平等に、結婚し、親の責任を行使し、子どもを養子にするために必要なすべての法的及び政策的措置を講じること；**

**(b) 障害に基づく不本意な家族の分離の慣行を廃止し、障害のある子ども、その親と家族、また障害のある親が、他の人と平等に家族生活に関する彼らの権利を享受するため、経済的支援、カウンセリング、地域に根差した支援またはサービスを含む必要な支援を提供すること。**

**教育（第24条）**

45.委員会は、以下について懸念している：

(a) 障害のある子どもを主流の教育から除外し、隔離された学校での二元的な教育システムを規定する法律、および障害児の非公式教育への過度の依存；

(b) 主流の教育システムにおいて、障害のある子ども向けの個々に合わせた配慮の欠如のため、あらゆるレベルの学校で障害児の登録率が低いこと。

**46.インクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第４号（2016）を想起し、委員会は、締約国が障害者団体と緊密に協議して次のことを行うことを勧告する；**

**（a）すべての子どものインクルーシブ教育を受ける権利を明確に認め、啓蒙活動を実施することを含め、障害のある子どもの非公式教育への過度の依存に対処するため、法律を改正し、すべてのレベルの主流の学校への入学を促進すること;**

**（b）教室での支援、アクセシブルな学習環境、教育方法と教材などの個別化した配慮の提供を含め、すべての障害児が質の高いインクルーシブ教育をすべてのレベルで利用できるように、十分な予算が割り当てられた、全ての省庁と利害関係者が関与する、インクルーシブ教育に関する国内行動計画を採用及び実施すること**

**健康（第25条）**

47.委員会は、以下について懸念している：

(a) 物理的障壁、コミュニケーションの障壁、財政の障壁など、特に農村地域での医療サービスへのアクセスにおいて障害のある人が直面している障壁；

(b) 障害のある人の権利に関する医療従事者への体系的な訓練の欠如。

**48.委員会は、締約国に対し、以下について勧告する：**

**(a) 特に農村地域におけるサービスと情報について、障害のある人が医療サービスにアクセスする際に直面する物理的、コミュニケーション、および財政的障壁を取り除き、障害及び性別に配慮された医療へのアクセスを保障するための、十分な人的、技術的及び財政的資源を備えた戦略を採用、実施すること；**

**(b) 障害の人権モデルや代替的なコミュニケーション方法を含む、障害のある人の権利に関する医療従事者への体系的な研修を提供すること。**

**ハビリテーション及びリハビリテーション（第26条）**

49.委員会は、特に農村地域において、障害のある人のための包括的かつ地域に根差したハビリテーションおよびリハビリテーションプログラムが利用できないことを懸念している。

**50.委員会は、締約国が、地域に根差したインクルーシブな開発プログラムなどの障害の人権モデルを考慮に入れて、特に農村地域における障害のある人の包括的なハビリテーションおよびリハビリテーションを促進する法律と規制を採用、実施することを勧告する。**

**労働及び雇用（第27条）**

51.委員会は、以下について懸念している：

(a) 採用に関する不平等な扱い、合理的配慮の否定、低い給与体系、および不利な雇用給付を含む、雇用に関した障害のある人に対する差別；

(b) 公共部門と民間部門の両方で、開かれた労働市場に障害のある人を含めることを促進するための効果的なインセンティブと具体的な手段がないこと；

(c) 就業中の障害のある人に関する年齢、性別、障害（の種類）、および雇用レベルに分類されたデータの欠如。

**52.委員会は、締約国が、障害のある人の組織との緊密な協議を通じて、以下を行うことを勧告する：**

**(a) 公共および民間部門での、雇用における合理的配慮の否定を含む、障害のある人に対する差別を排除する法律および政策を採用、実施し、個々の特徴に合わせた配慮の提供を確保し、雇用主に適切な訓練を提供すること;**

**(b) 開かれた労働市場における障害のある人、特に障害のある女性や若者の雇用率を高める効果的な積極的差別是正措置を講じ、開かれた労働市場が包摂的で利用しやすいことを保証するための措置を促進すること；**

**(c) 次の定期報告で、公共部門および民間部門の雇用に障害のある人を含めることの進展具合について、年齢、性別、障害、および雇用レベルで分類したデータを提供すること。**

**相当な生活水準及び社会的保障（第28条）**

53.委員会は、以下について懸念している：

(a) 2012年の社会保障法および2014年の社会保障戦略によるものを含む、障害者への社会的保障の制度と支援へのアクセスの制限；

(b) 障害の評価と認証の手順が条約に沿っていないために、一部の障害のある人が社会的保障の制度から除外されていること；

(c) 多くの障害のある人が障害に関連する追加費用を負担する際に困難があることを含む、障害のある人の困窮と貧困率の高さ。

**54.委員会は、締約国に対し、以下について勧告する：**

**(a) 障害のある人の社会的保障と支援へのアクセスを確保するために必要な措置を講じること；**

**(b) あらゆる評価手順が条約に沿っており、社会的保障制度へのアクセスの際に差別的待遇につながらないことを保証する立法および政策措置を講じること；**

**(c) 障害のある人の適切な生活水準を保証するための適切な予算配分を伴う社会的保障および貧困削減案を確立し、障害関連費用に見合う手当を提供すること。**

**政治的及び公的活動への参加（第29条）**

55.委員会は、以下について懸念している：

(a) 人民代表院選挙法（Pyithu Hluttaw Election Law）は、知的または心理社会的障害のある人を選挙プロセスから除外していること；

(b) 締約国全体で、障害のある人が投票所、選挙資料・情報にアクセスできないこと；

(c) 障害のある有権者を支援するために取られた措置は、実際には、秘密投票の利用を妨げる可能性があること；

(d) 政治的および公共的な意思決定における障害のある女性を含む障害のある人の出現率は低いままであること。

**56.委員会は、締約国に対し、以下について勧告する：**

**（a）障害のある人、特に知的障害、心理社会的障害のある人の投票権、被選挙権を含む政治的および公的活動に参加する権利を否定する法律を廃止または改正すること；**

**（b）2020年の連邦選挙を含め、障害のある人の多様性に対応して、投票所、選挙の資料と情報へのアクセスを確保すること；**

**（c）障害のある有権者を支援するために講じられた措置が、真に秘密投票の権利を保証すること；**

**（d）障害のある女性を含む障害のある人の、あらゆるレベルでの政治生活および公共の意思決定への参加を促進すること。**

**文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）**

57.委員会は、以下について懸念している：

(a) 文化生活、レクリエーション活動およびスポーツ活動への障害のある人、特に障害児の参加は低いままであること；

(b) 締約国は、盲人、視覚障害のある人、またはその他の印刷物を読むことが困難な人の出版物へのアクセスを促進するマラケシュ条約を批准していないこと。

**58.委員会は、締約国に対し、以下について勧告する：**

**(a) 文化的生活、レクリエーション活動およびスポーツ活動における障害のある人、特に障害のある子どもの参加を妨げる社会的、環境的障壁をなくし、他の者と平等な参加を奨励すること;**

**(b) 盲人、視覚障害のある人、またはその他印刷物を読むことの困難な人の出版物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約を批准し、実施するためのすべての適切な措置を講じること。**

**C.特定の義務（第31-33条）**

**統計及びデータの収集（第31条）**

59.委員会は、障害のある人が条約の下の権利にアクセスする際に直面する障壁に関するデータ、および、障害のある人の性別、年齢、民族、国籍、宗教、地理的位置、社会経済的地位および雇用状況によって分類された、質が高くタイムリーで信頼できるデータの体系的収集の欠如を懸念している。

**60.委員会は、締約国が、条約が対象とするすべての分野における障害のある人の権利の実現に関して、障害のある人を代表する組織と協力して、障害、性別、年齢、民族、国籍、宗教、地理的位置、社会経済的地位、雇用状態によって分類された、質が高くタイムリーで信頼できるデータを収集、分析、および普及させることを勧告する。委員会はまた、締約国が、障害のある人の状況とその権利の行使に対する障壁に関する情報を収集する際に、持続可能な開発目標の目標17、特にターゲット17.18を達成する努力において条約を遵守し、また、ワシントングループの障害に関する短い質問セットを考慮することを勧告する。**

**国際協力（第32条）**

61.委員会は、締約国が国際協力活動の計画、実施、監視および評価に障害のある人を代表する組織を十分に関与させていないことを懸念している。

**62.委員会は、締約国が、障害のある人を代表する組織を通じて、持続可能な開発のための2030アジェンダ、アジア太平洋地域の障害のある人のための「権利を実現する」仁川戦略、および東南アジア諸国連合（ASEAN）の「実行マスタープラン2025「障害のある人の権利の主流化」を含む国際協力プログラムの計画、実施、監視、評価における障害のある人の効果的な参加、相談、協議を確保するための措置を講じることを勧告する。**

**国内における実施及び監視（第33条）**

63.委員会は、以下について懸念している：

(a) ミャンマー国家人権委員会の独立性が限定的であること、および条約の下での障害のある人の権利を促進し保護するための明確な任務および十分な資源の欠如；

(b) 障害のある人の権利に関する全国委員会に割り当てられた人的、技術的および財政的資源が不十分であり、任務を効果的に果たすことを妨げていること；

(c)障害のある人を代表する組織を通じた、条約の実施および監視へのすべての障害のある人の参加が限定的であること；

**64.一般的意見第７号および独立した監視枠組みとその障害者権利委員会の活動への参加に関するガイドライン（CRPD / C / 1 / 修正1附属書）を想起し、委員会は、締約国に以下を勧告する：**

**(a) ミャンマー国家人権委員会が、完全な独立を確保し、障害のある人の権利を促進し保護するための人的、技術的および財政的資源を提供するなどして、人権の促進と保護のための国家機関の地位に関する原則（パリ原則）を完全に遵守すること；**

**(b) 障害のある人の権利に関する任務を効果的に遂行できるよう、十分な人的、技術的及び財政的資源を割り当てることを含め、全国委員会の能力を強化すること；**

**(c) 実施および監視プロセスにおいて、女性や子どもを代表する団体、知的または心理社会的障害のある人の団体、農村地域の障害のある人の団体を含む障害のある人を代表する団体を通じて、障害のある人との協議および効果的かつ有意義な参加を強化するために必要な措置を講じること。**

**協力と技術支援**

**65.条約第37条に基づき、委員会は、事務局を通じて委員会メンバーに宛てられた質問について締約国に技術的指針を提供することができる。締約国は、国または地域に事務所を持つ国連専門機関から技術支援を求めることもできる。**

**IV. フォローアップ
情報の普及**

**66.委員会は、本総括所見に含まれるすべての勧告の重要性を強調する。必要な緊急措置として、委員会は、国内法と実施に関する第6項および、平等と無差別に関する第12項に含まれる勧告に締約国の注意を喚起したい。**

**67.委員会は、締約国に対し、本結論の所見に含まれる勧告を実施するよう要請する。締約国は、検討および行動のために、この総括所見を、現代的ソーシャルコミュニケーション方法を使用して、政府および国会のメンバー、関連省庁の職員、権限委譲された行政機関、地方自治体、障害者団体、および教育、医療、法律などの関連専門職グループのメンバーだけでなく、メディアに対しても送信することを推奨する。**

**68.委員会は、締約国に対し、その定期報告書の作成において、市民社会組織、特に障害のある人の組織を関与させ、財政的またはその他の支援を付与することを強く奨励する。**

**69.委員会は、締約国に対し、本総括所見を、非政府組織や障害者団体、障害のある人自身および家族に、手話言語を含む国語と少数派言語で、及びわかりやすい版を含む利用しやすい形式で普及し、人権に関する政府のウェブサイトで読めるようにすることを要請する。**

**次回の定期報告**

**70.委員会は締約国に対し、2025年1月7日までに第2回、第3回および第4回の合併定期報告を提出し、そこに本総括所見の実施に関する情報を含めることを要請する。委員会は、簡素化された報告手続きの下でこの報告を提出することを検討するよう締約国に要請する。この手続きでは、委員会は締約国報告の提出日の少なくとも1年前に事前質問事項を作成し、それへの回答が締約国報告となる。**

（翻訳：法政大学現代福祉学部佐野ゼミ有志、および佐藤久夫）